

中野区文化財保護審議会への諮問について

1 諮問内容

中野区文化財登録及び指定の是非について

2 審議対象

山崎家離れ 1 棟（別添資料を参照のこと）

3 諮問理由・根拠

（1）理 由

山崎家離れは、江古田村の名主家であった山崎家の屋敷において、母屋に対して設けられた書院・茶室からなる。建築は天保12年（1841）とされ、区内に所在する数少ない江戸時代の建築物で、名主家の生活文化の一端が窺えるものである。

そのため、区の文化財として登録及び指定に相当するものであるかどうか、調査審議する必要がある。

（2）根 拠

中野区文化財保護条例第19条

4 今後の予定（案）

議決後、中野区文化財保護審議会へ諮問する。



写真1 山崎家離れ 外観

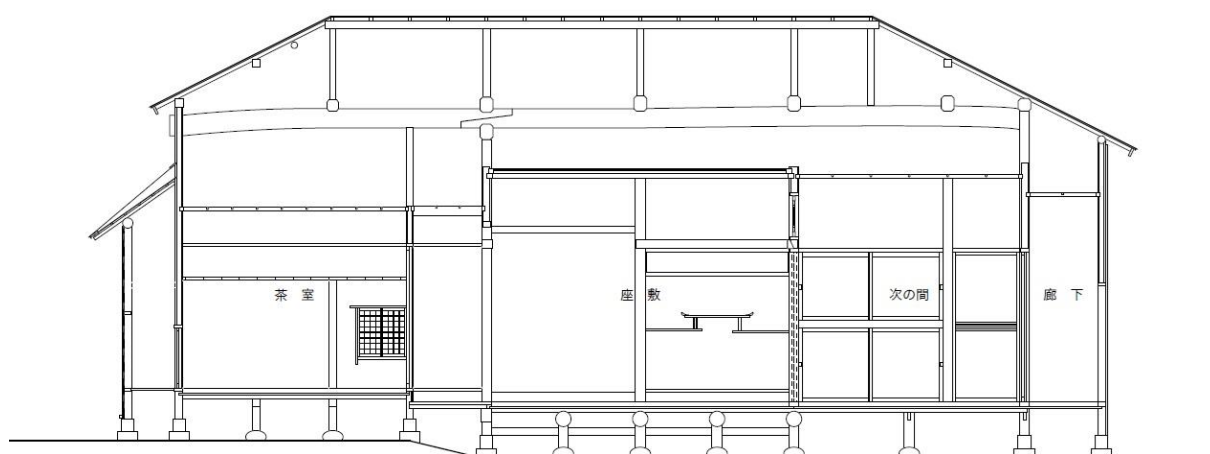


図1 山崎家離れ 桁行断面図



写真2 「座敷」・「次の間」内観



写真3 「茶室」内観